

緊急事態宣言の発令に伴う市民活動推進課の対応について（4/24時点）

■憲法月間横断幕の掲出について

- 緊急事態宣言の発令に伴う感染症防止対策の徹底の観点から、現在、横断幕で掲出されている「外出はしないでください」メッセージに集中させるため、憲法月間啓発横断幕は、緊急事態宣言の発令期間中は、掲出を控えることとする。
- 今後、緊急事態宣言の発令期間が延長された場合や新型コロナウイルス感染症対策に係る集中メッセージが掲出された場合は、その他の横断幕掲出についても同様に掲出を控えることとしたい。

■新型コロナウイルス感染症に関するよくある質問（質問応答集）の掲載内容の更新について

- 政府緊急事態宣言及び感染拡大に伴い作成した、市ホームページ上で公開している「新型コロナウイルス感染症に関するよくある質問」及び「電話交換での対応質問応答集」については、今後、毎週末を目安として更新手続きを行う。

■緊急事態宣言の発令に伴う文化施設の完全閉館日の設定等について

- 休館中も電話での受付を行っていたが（午前9時～午後5時）、職員の交代制在宅勤務を実施するとともに、4月18日以降、文化会館を除く7施設については土曜・日曜日を完全閉館日（電話受付もなし）とし、さらに在宅勤務の割合を強化している。
- 市民への提供コンテンツとして、ウェブ会議で使用するバーチャル背景（吉祥寺シアター）の提供の他、施設内画像（舞台裏、楽屋等）や、アーティストのリハーサル動画などをツイッターで紹介しており、動画等のネット配信についても現在準備中である。

■緊急事態宣言の発令に伴うDVへの対応に関して

- 外出自粛や休業などによる生活不安・ストレスから、DVの増加や深刻化が懸念されている。男女平等推進センターでは、引き続き、緊急事態宣言発令に伴う臨時休館中も電話により女性総合相談、にじいろ電話相談を受け付けている。
- 内閣府では、これまでの「DV相談ナビ」（0570-0-55210）を補完する「DV相談+（プラス）」（0120-279-889）を4月20日から運用開始した。電話相談（9:00～21:00、4/29から24時間受付）、メール相談（24時間受付）に加え、SNSによる相談（12:00～22:00）を実施する。

<https://soudanplus.jp> 又は [DV相談 プラス](#) で検索